

様式第1号

・申込先：八重瀬町教育委員会 社会教育課(東風平体育館内) FAX 098-998-2677

体育施設等利用許可申請書

八重瀬町教育委員会 殿

八重瀬町体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。
また、申請にあたって下記遵守事項に従うことを同意します。

申請日 年 月 日

決 済	課長	班長				
	副班長	担当	受付	申請者 (窓口に来た人)	住 所	
					氏 名	
					連 絡 先 (携帯電話)	
利用団体住所		〒				
利用団体名 及び利用人数		利用人数 (人) 観 客 数 (人)				
利用目的 又は大会名等		・占用利用(全面) ・部分利用(面数:) 大会 ・ 興行 ・ その他				
利用施設 (複数選択可)		・東風平体育館 ・東風平陸上競技場 ・東風平多目的広場 ・東風平野球場 ・東風平サブ球場 ・八重瀬公園多目的広場 ・東風平テニスコート ・東風平サッカー場 ・西部ブラザ公園多目的広場 ・具志頭社会体育館 ・具志頭テニスコート ・具志頭サッカー場 ・具志頭フットサル場 ・具志頭パークゴルフ場 ・その他()				
1日利用日時		年 月 日 () 時間 : ~ :				
複数利用日時	/ () : ~ :		/ () : ~ :		/ () : ~ :	
	/ () : ~ :		/ () : ~ :		/ () : ~ :	
	/ () : ~ :		/ () : ~ :		/ () : ~ :	
	/ () : ~ :		/ () : ~ :		/ () : ~ :	
備品借用の有無		有 ・ 無 備品名 ()				
サッカー場ライン引き		有 ・ 無 ライン引き規格:				
添付書類		大会等の内容がわかる資料(大会要項等)				
※必ずお読みください。 ○八重瀬町の条例・規則を守り、下記の事項を遵守すること。違反した団体は、今後一切の施設利用を禁止します。 1 施設や器具等を大切に扱い、利用後は器具・グラウンドやコートを入念に整備し、チリ等は各自持ち帰ることを原則とする。特に、施設内での飲食等(※特にアルコール類)は固く禁ずる。また、利用を終了したときは器具・施設、設備を原状回復し、直ちに担当課に届け出て確認・指示を受けなければならない。 2 利用前には必ず下見をし、器具や備品等の使用方法などを確認すること。 3 他の利用者や町民に迷惑をかけないように配慮して使用すること。 4 駐車場へ係員を配置し、迷惑駐車や路上駐車がないように努める。 事故等が発生した場合は、必ず主催者側にて警察の現場検証等を行い、担当課まで報告すること。 5 申請内容に変更が生じたときは、速やかに担当課へ連絡します。 6 利用時間には、準備から後片付けまでの時間を含むものとする。利用後は必ず観客席やトイレ等の見回りを実施し、忘れ物及び水の止め忘れ等を確認すること。 7 利用申請及び利用前に、担当課へ必ず登録証及び許可証を提示し、その指示に従わなければならない。 8 登録証を他人に貸与してはならない。また、代理申請・電話での予約は一切受付しない。 9 利用予約のキャンセル・変更は、利用予定日の原則7日前までに行い、それ以降は使用料を還付しない。 ただし、雨天等で利用者の責によらない理由により利用できなくなったときはこの限りではない。 10 小学生・中学生の利用時間は19時、高校生は20時までとする。また開始から終了まで必ず指導者又は引率者がつくこと。 11 使用料は、納期限までに一括納付とする。当日に利用時間短縮があっても、使用料は減額しない。 当日の利用時間延長、コートの追加については管理者の許可をもらい使用料に反映するものとする。 12 利用中第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において解決しなければならない。 13 休館日は、毎週月曜日及び12/29~1/3とする。(その他、教育委員会が必要と判断したとき。)						
特記事項						